

山形県飲食業等緊急支援給付金

新型コロナの影響により引き続き厳しい経営環境にある夜間営業の飲食店等が、年末の需要減を乗り越えて事業継続できるよう、県独自の給付金を給付します。

対象事業者

令和3年10月・11月・12月のいずれかの売上が、前年同月 又は 前々年同月と比較して **30%以上減少** した、県内で **次の事業**※ を営む方

- 酒類を提供する夜間営業の飲食店 (持ち帰り・配達飲食サービス業は対象外)
- カラオケボックス業 (飲食を提供している事業者のみ対象)
- 酒類卸売業 (飲食店に対し、酒類を販売する事業者のみ対象)
- 洗濯業 (飲食店に対し、おしぼりをレンタル・リースしている事業者のみ対象)
- 労働者派遣業 (飲食店に対し、芸妓、コンパニオン等を派遣する事業者のみ対象)
- 運転代行業

給付額

1事業者あたり **20万円** 但し、次に該当する場合※ は **30万円**

◆給付額が30万円となる要件

- ①県内で対象事業を複数店舗経営する事業者 又は ②従業員数が6名以上の事業者

主な要件

※他の給付金等を受給していても受給できます。

- ① 県内に本社又は本店 を置く **中小企業・小規模事業者** 又は **個人事業主**
- ② 通常営業で **夜9時以降も営業** し、かつ **酒類を提供** していること (飲食店の場合)
- ③ **新型コロナウイルス感染症拡大防止対策** を実施 していること
- ④ 給付金の受給後も **事業を継続する意思** があること

申請受付期間：令和4年1月17日(月)～令和4年2月28日(月) (**消印有効**)

申請方法：**給付金事務局への郵送** ※封筒に「給付金申請書在中」と**朱書き**

【発送先】〒983-8799 仙台東郵便局留め(宮城県仙台市宮城野区菅竹3-5-1 DNP内)

「山形県飲食業等緊急支援給付金」事務局宛て

必要書類：裏面記載のとおり

新型コロナの感染拡大防止の観点から、必ず郵送で申請してください。

お問い合わせ先

山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター

電話番号：0570-783-075

開設期間：令和4年1月14日(金)～

受付時間：午前9時～午後6時まで(土・日・祝日を除く)

〈必要書類〉

收受印がない場合は「その年度の納税証明書(その2)の写し」、「税務署で保管している原本を撮影した写真」、「(e-Taxで確定申告した場合)受信通知(メール詳細)の写し」のいずれかも添付してください。

- ① 給付申請書兼実績報告書
- ② 売上を比較する月(R元年10月・11月・12月又はR2年10月・11月・12月のいずれかの一月)を含む期間の確定申告書の写し **(税務署の收受日付印があるもの)**
- ③ 売上が前年同月比または前々年同月比で30%以上減少した月(R3年10月・11月・12月のいずれかの一月)の売上が分かる書類 **※売上が0(ゼロ)の場合も必要です。**
- ④ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)
※表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)
- ⑤ 申請業種ごとに次に掲げる書類(全て)

酒類を提供する 夜間営業の飲食店

- 食品衛生許可証の写し
- 酒類を提供していることが分かる書類
- 夜9時以降も営業していることが分かる書類(メニュー表等)

カラオケボックス業

- 食品衛生許可証の写し

酒類卸売業

- 酒類販売業免許通知書の写し

洗濯業

- クリーニング所確認証の写し

労働者派遣業

- 飲食店においてサービスを提供していることが分かる書類
(該当するサービスが掲載されたホームページを印刷したもの等)

運転代行業

- 運転代行業認定書の写し

- ⑥ 申請金額が30万円の場合は次の書類
 - 県内に店舗が複数ある事業者の場合、2店舗分の⑤に掲げる書類
 - 従業員を6名以上雇用している事業者の場合、従業員を6名以上雇用していることを証する書類
※従業員には次の方は含みません。
①会社役員 ②個人事業主本人又は同居の親族従業員 ③2カ月以内の短期雇用又は日雇いの従業員

〈新規創業者の売上比較方法〉

●R2.12.2～R3.11.1の期間中に創業した事業者の売上比較は以下のとおりとなります。

〈要件〉

・「R3年10月・11月・12月のいずれかの一月の売上」が、「対象月(R3年1月～R3年11月までのいずれかの一月)の売上」に比べて30%以上減少していること

〈必要書類〉

- ① 給付申請書兼実績報告書(新規創業者用)
- ② 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書(税務署受付印があるもの)の写し
- ③ 対象月(R3年1月～R3年11月のいずれかの一月)の売上が分かる書類
- ④ 売上が対象月比で30%以上減少した月(R3年10月・11月・12月のいずれかの一月)の売上が分かる書類
- ⑤ 新規創業者以外の必要書類(本チラシ上部に記載)④～⑥に掲げる書類

※「給付申請書兼実績報告書」の様式は、給付金特設サイトからダウンロードのうえ、記入例や申請の手引きを参照しながら、記入してください。

※ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式を配布しています。

詳しくは「山形県飲食業等緊急支援給付金」特設サイトをご確認ください。

山形県 緊急支援給付金

検索

